

◆宮古市新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金

＜目的＞

- ◆ 市内の若年者の雇用及び地元への定着促進、U・Iターン及び移住・定住促進のため、市内に住所を有しており、宮古公共職業安定所管内（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）の事業所に初めて就職し、離職せず12ヶ月間継続雇用された高卒者・大卒者等及びU・Iターン者に奨励金を交付する。

事業内容

◆宮古市新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金	
対 象	<p>① 新規高卒者等…市内に住所を有し、卒業後、宮古公共職業安定所管内事業所に初めて就職（常用雇用）した者（中卒含む）</p> <p>② 新規大卒者等…市内に住所を有し、大学（短大含む）、高等専門学校、専門学校等を卒業後、宮古公共職業安定所管内事業所に初めて就職（常用雇用）した者</p> <p>③ U・Iターン者…市外に3年以上居住していた者で、宮古市に転入し、宮古公共職業安定所管内事業所に初めて就職（常用雇用）した者</p> <p>*パート・アルバイト及び契約社員等で、試用期間等を経て常用雇用される者は対象</p>
交 付 内 容	<p>1人につき 10万円</p> <p>※奨励金の交付は、同一者1回限りとする。</p> <p>※公務員、2親等以内の親族が経営する事業所に就職した者は、対象外</p>
交 付 ま だ の 流 れ	<ul style="list-style-type: none">• 就職後12ヶ月以内に市へ登録を行う。• 離職せず12ヶ月経過した後に奨励金を請求する。

【問い合わせ】 宮古市商工労働部企業立地港湾課（☎65-7072）